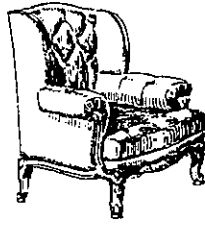




# 「まちづくり」会館

こうべまちづくり会館は、住民主体のまちづくりを支援するための施設として、昨年の十一月、元町通四丁目に開設されました。

この会館は、市民、行政、事業者が手を携えて、まちづくりに取り組み「協働のまちづくり」を進めて行く中核的な施設として建設されたもので、市内全域から各分野の人々が集い、まちづくりのノウハウを互いに提供したり、交換する場として活用されることと期待されています。



古くからの繁華街である元町と新しく開けた文化都心「ハーバランド」をつなぐ位置に立地しており、元町駅から元町商店街を西へ進んで元町通四丁目まで来ると、まちづくり会館の建物が商店街の浜手側に見えてきます。一階フロアは明るく洒落た作りで統一されています。また、案内カウンターがあり、観光パンフレットや催しのご案内等を置いているほか、案内係員がいますので、市政情報についていろいろとお尋ねいただけます。また、元町商店街側の壁面には大画面テレビを設置・放映し、道行く人々に神戸市の観光案内ビデオや催しのお知らせなどの文字情報の提供をしています。

また、まちづくりセンターでも年に二回程度「企画展」を開催しています。これは、著名な作家の作品を広く市民の方々に見ていただくことを目的とした「まちづくりセンター」主催の展覧会で、今年の十一月十七日から二十七日までの期間、地元元町の生んだ風景画の巨匠、金山平三画伯の展覧会を開く予定です。

今後とも特色のある展覧会を開催して行きたいと考えておりますので、よろしくご支援をお願いいたします。

二階には、九十名の方に利用できるだけのホールがあり、講演会、研修会、地域の学習会等に利用いただけます。また、このホールを利用して年間十回程度「こうべまちづくり大学」を開講しています。神戸のまちづくりを幅広い視野から捉えて行くという



う試みで、毎回多彩な講師をお招きして興味深いお話しを伺っています。募集については、広報紙「こうべ」でお知らせをしています。

さらに、まちづくりの相談をお受けする相談コーナーでは、専門員が常駐しておりますので、気軽に相談ください。

五階は、まちづくり会館を管理している（財）神戸市都市整備公社「こうべまちづくりセンター」の事務スペースになっています。施設の利用のことやセンターの事業等については、こちらにお問い合わせください。

六階には、大・小二つの会議室があり、会議、研修等にお使いいただけます。

設置されていますので、専用ブースでゆっくりとご覧いただけます。

平成六年度前期は「国際化への対応」というテーマで、現在開講中です。後期は十一月二十六日から東海大学の荒木先生外、四名の先生方に「協働のまちづくり」について五回にわたってお話しをいただきます。受講生の募集については、「広報紙こうべ」十一月一日号をご覧ください。

三階は、展示コーナーになっており、パネルの写真やイラストで神戸市の主なプロジェクトや区画整理事業等の紹介をしています。さらに、お子様にも楽しんでいただける「まちづくり博士のまちづくりクイズ」や模型とビデオで神戸のまちや歴史をご紹介しますコーナーもあります。

四階は、まちづくりに関する図書や資料を集めたライブラリーです。現在、都市計画、建築、住宅等に関する図書約千四百冊と神戸市を中心とする行政資料やまちづくり協議会の会報紙千五百点をそろえています。図書については、登録をしていただければ、貸し出しも行っていきます。

このほか、神戸市の事業を紹介するビデオを中心に、借地・借家の法律知識などを取り扱ったビデオをそろえたビデオコーナーも同じフロアに

「まちづくりボランティア」の運営やまちづくりに関する情報を収集したり、まちづくりに関する調査研究を通して住民主体のまちづくりを支援する役割を担っています。

以上、駆け足で「まちづくり会館」とその業務を簡単に紹介しましたが、お勤めの帰りやお買物物のついでにお立ち寄りください。

《施設利用のご案内》  
開館時間：午前十時～午後六時。ただし、ギャラリィは午後七時まで、ホール、会議室については午後九時までご利用いただけます。

休館日：水曜日及び年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）



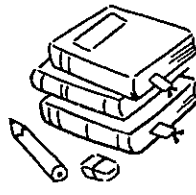
まちづくりセンターでは、以上のような会館の管理運営の業務のほか、まちづくりに豊かな経験をお持ちの方々に「まちづくりボランティア」として登録させていただきます。

地域からの要望に応じて研修会等の講師として派遣する「まちづくりボランティアバンク」の運営やまちづくりに関する情報を収集したり、まちづくりに関する調査研究を通して住民主体のまちづくりを支援する役割を担っています。

以上、駆け足で「まちづくり会館」とその業務を簡単に紹介しましたが、お勤めの帰りやお買物物のついでにお立ち寄りください。

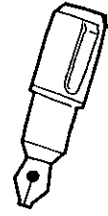
《施設利用のご案内》  
開館時間：午前十時～午後六時。ただし、ギャラリィは午後七時まで、ホール、会議室については午後九時までご利用いただけます。

休館日：水曜日及び年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）



## 役員会報告

- 第一回役員会  
六年五月十七日開催
  - 第二回役員会  
六年六月十一日開催
  - 第三回役員会  
六年六月二十四日開催
  - 第四回役員会  
六年七月二十一日開催
  - 第五回役員会  
六年九月十三日開催
- 議題
- 一、平成五年度会計決算について
  - 会計収支決算額について確認
  - 監査結果について確認
  - 一、第四回運営委員長研修会の開催について
  - 開催日時、研修内容、研修講師、会場等について協議、決定
  - 一、第五回総会の開催について
  - 平成五年度事業報告について確認
  - 平成六年度活動方針（案）及び事業計画（案）、予算（案）、総会資料等について協議、決定
  - 開催日時、会場等について協議、決定
  - 一、第四回建築協定地区間交流会の開催について
  - 開催日時、訪問する協定地区及び施設、コース等について協議、決定
  - 一、会報紙（第九号）の発行について
  - 発行時期、編集方針等発行計画について打合せ



## 建築協定問・答

（質問） 北区 A  
私たちの地区は、デベロッパによって造成された大規模な住宅団地で、十数期にわたって分譲されました。

建築協定については、デベロッパがその分譲時期にあわせて一人協定でそれぞれ認可を受けているため、十数地区に分かれており、しかも画数が多い地区や少ない地区があり、また、協定区域が互いに入り組んでいる地区もかなりあります。

建築協定の内容も若干異なっているため、全地区の運営委員が定期的に集まって協議することになっていますが、地区数が多いため全委員長が集まることは困難であり、運営方法の統一が必ずしも図られず、建築協定の運営に支障をきたすこともあります。

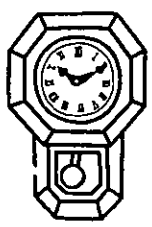
そこで隣接の協定地区をある程度まとめて一つの協定地区にし、全体で敷地区にしたいと考えていますが、どの様な手続きが必要でしょうか。



（答）  
隣接する複数の建築協定地区をまとめて一つの建築協定地区とするには、  
一、現在の建築協定をそれぞれ廃止すると同時に、まとめようとする全体の区域での建築協定を新たに締結する。  
二、現在の建築協定をそれぞれ廃止すると同時に、まとめようとする全体の区域での建築協定を新たに締結する。  
三、現在の建築協定をそれぞれ廃止すると同時に、まとめようとする全体の区域での建築協定を新たに締結する。

（質問） 垂水区 B  
私たちの協定地区内の問題（変更も行う）と同時に他の建築協定を廃止する。

この団地が造成されて十数年になり、ほとんどの区画に家が立ち並びましたが、中には、住宅も建設しないで空き地を残している区画があります。この様な問題については、住宅団地の環境を皆で守っていくという意味から、空き地の土地所有者と話し合いを進めたいと考えています。本紙を皆様のものにしていただくため、ご投稿もお待ちしております。



（質問）  
建築協定の内容も若干異なるため、全地区の運営委員が定期的に集まって協議することになっていますが、地区数が多いため全委員長が集まることは困難であり、運営方法の統一が必ずしも図られず、建築協定の運営に支障をきたすこともあります。

そこで隣接の協定地区をある程度まとめて一つの協定地区にし、全体で敷地区にしたいと考えていますが、どの様な手続きが必要でしょうか。

新規建築協定認可地区	
地区名	御影山手4丁目東南地区
区域	東灘区御影山手4丁目
面積・区画数	19,860.04㎡ (84区画)
認可年月日	平成6年5月26日 公告 第119号
成立形態	住民自身による協定

## 建築用語豆辞典

建築基準法施行令で各々次のとおり定義されています。

○敷地  
一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

○敷地面積  
敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法第四十二条第二項の規定（幅員四メートル未満の道で、敷地の一部を道路とみなす場合）等によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

○地階  
床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。

○床面積  
建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。



（質問）  
建築協定の運営や制度について、ご質問等があれば遠慮なく役員や事務局までお問い合わせください。本紙を皆様のものにしていただくため、ご投稿もお待ちしております。

## 建物を新築・増築・改築するとき

運営委員会と事前協議しましょう！